

平成23年8月第10回教育委員会定例会

【日 時】平成23年8月22日(月)午後1時30分～午後3時30分

【場 所】北栄町役場大栄庁舎 第2・3会議室

【出席者】吉田助三郎委員長・河本恒夫委員長職務代理者・斎尾暁美委員・磯江典子委員・岩垣教育長・田中教育総務課長、西村生涯学習課長・岩田指導主事・桑本指導主事・大庭教育総務課係長

【議事日程】

1 会議録署名委員の指名 河本委員、齋尾委員を指名

2 行政報告

教育長

- ・7月25日～サマースクールについて
- ・7月28日中国五県教育委員連絡協議会研修会について
- ・8月1日学び力アップ講座について
- ・8月15日・16日中国五県町村教育長研究大会について

教育総務課長

- ・(財)ヒートポンプ・蓄熱センター感謝状の受領について
- ・工事等の発注について
- ・退職に伴う給食センター職員(1名)の採用について
(説明)4名の応募があり面接を行い1名の採用。
- ・9月4日ガイナレ鳥取ホームタウンデーの取り組みについて
(説明)小中学生無料招待、町からバスを運行。開始前、教育長がプレゼンを行った。
- ・サマースクールの実施等状況について
(説明)小学生の夏休み勉強のスタイルが分った。最初に宿題、後半は自由研究をやっていた。
2時間ぶっ通しは長い。今後は、40分～10分休憩～40分とした方が集中力が保たれる。
場所は、調べ学習の観点から図書室を活用できる場所がいい。
(質問)子どもたちの移動はどういう状況か。
(回答)近い子、高学年の子は歩き、小さい子は父母・祖父母の送りが主。
大栄地区は由良地区の子どもが多かった。
(意見)今後、自治会や地域でやってほしいと声が出てくればいいが。
(意見)3年程度継続してやってみないと声は上がらないのではないか。
(質問)男女の割合はどうか。

(回答) ほぼ同じくらい。

(質問) プール開放の状況はどうか。

(回答) 8月2日から19日までの6日間実施。10自治会の参加あり。スクールバスを運行。

(意見) 子どもたちには好評である。

- ・学校事務共同実施加配職員の退職に伴う補充採用(1名)について

生涯学習課長

- ・子どもの学び力アップ講座の開催について

- ・第6回北栄町由良川イカダレース大会について

- ・第2回北栄町人権同和教育推進指導員会議について

(意見) イカダレースの参加者は少なくなっているが。

(回答) 大栄から合併、今年度と参加チームが減少している。行政改革で審議されたが、廃止ではなく見直しで実施することとなった。

(意見) 素人が参加しにくくなっている。実際、推進力が上がるものを制作しているチームがある。

(意見) 発泡スチロールがなく、なかなか手に入れられない現状がある。

(意見) 高校生が出られるようになればいいが。

(質問) 経費は上げることはできないのか。

(回答) 賞金は上がっている。

(意見) パフォーマンスは審査員の所だけではなく、観客に見せるようにして盛り上げてはどうか。

(意見) 日よけとなる場所、テントを設けてはどうか。

(意見) もっと周りの人がアトラクションなど楽しめるようにした方がいい。

(回答) 行革の答申でも見直しで実施とあり、全般での見直しを実行委員会を開催しながら行っていく。

3 議事

議案第60号 平成24年度に使用する中学校教科用図書の採択について

(質問) 比較してあるものとないものがあるがどうか。

(回答) 過去に採用してあるものと比較しているためである。

(説明) 開示請求があれば協議会議事録が開示されることとなる。

(意見) 教科書を見るが、教科書に内容が書いてある。子どもたちが本当に考え方を導くことができるのか。昔は教科書と参考書であったものが一体化してしまっている。

(意見) 考える場所、調べる場所がなくなっている。

原案のとおり承認。

議案第61号 要保護児童生徒の認定替えについて

(質問) 国から町の制度となるということ。

(回答) 生活保護が終了したため、生活保護に準ずる程度に困窮している準要保護児童生徒として認定し、就学の援助を行うもの。生活保護は教育扶助で援助されている。

原案のとおり承認。

議案第 6 2 号 北栄町学校教育研究協議会補助金交付要綱の制定について

(質問) 補助金の額はいくらか。

(回答) 平成 2 3 年度補助金は 1 5 万円。

(質問) 具体的な活動は。

(回答) 町内 4 小・中学校の教員が集まり研究を行うもの。6 つの学習部会を設け研究を行っている。補助金に加え教員が会費を支払い活動している。

原案のとおり承認。

議案第 6 3 号 北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金交付要綱の制定について

(質問) 議案第 6 3 号及び第 6 4 号に共通することだが、事業計画書は必要か。事業ではないのではないか。

(回答) 外国語指導助手の勤務条件について、職員に準じて適用させる目的であるが、職員扱いとならないため、賃金等の人件費ではなく、補助金として支援するものである。

(結論) 事業計画書の「事業」を削除する。

原案のとおり承認。

議案第 6 4 号 北栄町外国語指導助手通勤費補助金交付要綱の制定について

原案のとおり承認。

議案第 6 5 号 北栄町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について

原案のとおり承認。

議案第 6 6 号 北栄町教育委員会事務局組織等に関する規則及び北栄町体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(質問) 今後、体育指導委員はなくなるのか。

(回答) スポーツ基本法に定めるスポーツ推進委員となる。

(質問) 全国的な動きか。

(回答) 法改正が行われたことに伴う全国的なものである。

原案のとおり承認。

4 報告事項

- ・平成 2 3 年度秋季大運動会について
- ・鳥取県市町村教育委員会教育委員研修会について

- ・平成23年9月北栄町議会定例会の日程について

- 会期：9月12日～22日、一般質問：9月16日

6 その他

- ・次回教育委員会 定例会 9月27日(火)午後1時30分予定